

2018年8月1日

関係各社の皆様

日本鋳業協会
技術部

「グリーンリスト対象物の適正処理とトレーサビリティ確保に関するガイドライン」への
協力をお願い

謹啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のお引き立てを頂き、
厚く御礼申し上げます。

この度、平成30年10月1日に「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
(以下、バーゼル法という)」が改正され、グリーンリスト対象物の輸入に関しては、その
処理において先進的な環境技術を有する我が国においては適正に処理されるため、規制対
象から除かれることとなりました。

一方、輸入されたE-Scrap等が回収施設で適正に処理されたことが証明できるよう
バーゼル法の基本的事項告示等に移動書類又はこれに類する書類の携行等のトレーサ
ビリティに関する努力規定を設けることとなっております。

これを受け、弊協会では自主的な標記ガイドラインを本年4月に策定し、グリーン
リスト対象物であるE-Scrapの適正処理及びトレーサビリティの確保に取り組むことと
致しました。

弊協会HPにガイドライン及び弊協会加盟の非鉄金属会社でE-Scrapの処理を行なう
製錬所リスト等を下記の通り掲載しておりますのでご高覧賜りますようお願い致します。

対象製錬所と取引のある事業者の方々のご協力無くしてはこのトレーサビリティの
確保ができませんので、何卒、改正バーゼル法の主旨をご勘案の上、ご協力賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

グリーンリスト対象物の適正処理とトレーサビリティ確保に関するガイドライン

掲載HP：<http://www.kogyo-kyokai.gr.jp/article/15987061.html>

以上